

大植協第49号
令和8年1月19日

関係各位

大阪市港区築港4丁目9番6号
一般社団法人 大阪植物検疫協会

登録検査機関の登録取得及び輸出植物検査業務開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協会の事業・運営につきまして格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、当会は農林水産大臣から植物防疫法に基づく登録検査機関の登録を受け、下記のとおり輸出植物検疫にかかる検査業務を開始することとなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、輸出植物検査ご依頼の際は、登録検査機関による検査をご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 当会で実施可能な検査の区分と対象品目

目視検査：植物又は物品及びこれらの容器包装について目視による検査

検査対象品目：栽培用種子、苗木類、球根類、塊茎類、生果実、生野菜、切り花、食用種子、穀類、油料種子、乾燥植物類、木材、中古農業機械等の物品
品目によっては対応できない場合がございますので、詳細はお問合せください。

消毒検査：輸入国が要求するくん蒸、熱処理、低温処理、薬剤処理等が実施されていることの確認

精密検査：ナミクキセンチュウ等の線虫類を対象としたベールマン法等による検査

2. 検査申込手続き 別紙のとおり

なお、当会検査員による検査にかかる賦課金は、現行の手続指導及び立会・案内とかわらず、追加の費用負担はございません。

(参考)

登録検査機関について (農林水産省 ホームページ)

URL : https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html



問合せ先

一般社団法人大阪植物検疫協会 担当：蓮池、武村、佐々木、井内

TEL : (06)6574-8258

FAX : (06)6571-4053

E-Mail : osaka-kyokai@osaka-pqa.or.jp

以上